

令和7年度 北秋田市奨学生募集要項

1. 応募資格

北秋田市民のお子様であって、高等学校（県立技術専門校中卒コース含）、高等専門学校、短期大学（職能短大および県立技術専門校高卒コース含）又は大学（職能大学校含）に在籍する者で、次に掲げる要件を満たすもの

- （1） 学業成績が優秀で品行方正であること。
- （2） 経済的な理由で学資の支弁にお困りであること。

2. 奨学金の貸付額・貸与期間等

- （1） 貸付月額

高校生、高等専門学校第1年次から第3年次	月額 20,000円
短大生、大学生、高等専門学校第4年次・第5年次	月額 35,000円

- （2） 貸付期間

本年4月から本人の在学する学校の正規の最短修業期間

- （3） 貸付方法

毎月10日（金融機関が休日の場合はその前日）に奨学生本人名義の口座に振込

3. 奨学金の返還

- （1） 返還期間

貸付期間終了後半年を経過した翌月から、貸付期間の2倍の期間内に返還

- （2） 返還方法

市から送付される納付書により月賦払（繰り上げ返還可）

- （3） その他

奨学金は無利息ですが、返還期限を過ぎても納入がない場合には年率5%の遅延損害金
が課せられる場合があります。また、正当な理由がなく6箇月以上返還金の支払いを怠った
場合には一括返済していただく場合があります。

4. 提出書類（別紙「補足説明」も必ずご一読ください）

- ① 奨学金借入申請書（様式第1号）
- ② 戸籍抄本（申請者本人） ※令和7年4月1日以降発行のもの（写し不可）
- ③ 住民票謄本（申請者と同一生計の方全員） ※令和7年4月1日以降発行のもの（写し不可）
- ④ 身上調書（様式第2号）
- ⑤ 奨学生推薦書（様式第3号）及び調査書又は成績証明書 【開封無効】
- ⑥ 在学証明書 ※令和7年4月1日以降発行のもの（写し不可）
- ⑦ 同一生計の方全員の令和6年分収入（所得）金額のわかる書類（給与所得の源泉徴収票、
確定申告書等の写し）
- ⑧ 税金の未納額がないことの証明書（申請者の父・母分）

5. 申込期間

令和7年4月1日（火） から 令和7年4月22日（火） まで **※必着**

6. 申込提出先

下記のいずれかへ持参または郵送

- ・北秋田市教育委員会事務局 教育総務課 奨学金担当
〒018-3312 北秋田市花園町 15 番 1 号 市役所第二庁舎 2 階
- ・北秋田市役所各総合窓口センター

※北秋田市役所各総合窓口センターへの提出可(封筒に上記教育委員会事務局の宛先を記載のうえ封印し、教育委員会に提出する書類である旨を必ずお伝えください。)

7. 奨学生の選考と決定

今年度の奨学生の採用は若干名です。提出された書類をもとに北秋田市奨学資金貸付審査会の審査を経て奨学生を決定します。採用の可否については、5月末までに文書で通知します。

8. 注意事項等(※必読)

- ① 北秋田市奨学資金は貸与です。最終の学校を卒業後半年経過してから返還が始まり、その返還金は新たに奨学生となる方の奨学金として活用されます。奨学金の返還について十分理解の上、申請してください。
- ② 秋田県育英会や日本学生支援機構など様々な奨学金制度がありますが、他から奨学金の貸与を受けている場合に貸付を認めない団体もありますので、事前に各申請先にご確認ください。北秋田市奨学資金は、他団体から貸与を受けていても貸付可能です。
- ③ 提出書類は採用の可否を決定する重要な書類ですから、正確に記載してください。記入は黒のペン又はボールペンを使用し、記載を誤った箇所には訂正印を押印してください。フリクションボールペン(消せるボールペン)、修正液、修正テープは使用しないでください。
- ④ 添付書類の不足や記入に不備がある場合、選考から除外されることがありますので、不明な点は下記までお問い合わせください。申請に必要な書類がすべてそろってから、提出されるようお願いいたします。
- ⑤ 不採用の方の提出書類は、採用可否の通知の際に返却します。
- ⑥ 申請書等提出された個人に関する情報については、奨学生の選考及び貸付業務(返還業務含む)以外には利用しません。

【提出・問い合わせ先】

〒018-3312

北秋田市花園町 15 番 1 号
(市役所第二庁舎 2 階)

北秋田市教育委員会事務局
教育総務課 奨学金担当

TEL 62-6616

FAX 63-2678

～～北秋田市奨学生募集要項の提出書類に係る【補足説明】～～

① 奨学金借入申請書 (様式第1号)

- ・申請者は、奨学金を借り受ける学生本人となります。
- ・連帯保証人は、一人は保護者又はこれに代わる者とし、もう一人は独立の生計を営み、申請者とは生計を別にする方で、いつでも連絡がとれる方としてください。
- ・申請者、連帯保証人が必ず自署してください。
- ・押印は認め印でかまいません（採用決定後の書類には実印を押印していただきます）。
- ・家庭状況欄については、生活状況や奨学金を希望する理由などを詳しく記入してください。

② 戸籍抄本

申請者となる学生本人の戸籍抄本で、令和7年4月1日以降発行のものを1通。

③ 住民票謄本（世帯全員分）

- ・申請者と同一生計の方（身上調書に記載した方）全員が記載された住民票で、本籍、筆頭者、世帯主及び続柄が記載されたもの。
- ・同一生計で、単身赴任等により住民票を異動されている場合には、その異動先の住民票も添付のこと（大学等通学により住民票を異動しているご兄弟がいる場合は、住民票に代えて、在籍する学校の学生証の写しでかまいません）。
- ・令和7年4月1日以降発行の住民票であること。

④ 身上調書 (様式第2号)

- ・申請者と同一生計の方全員を記載してください（住所が異なる場合も記載）。
- ・勤務先名、学校名も忘れずに記載してください。
- ・自営業（農業含む）を営んでいる場合、専従者として申告している方の勤務先欄には「専従者」、手伝い程度で収入がない方は「手伝い」と記載してください。

⑤ 奨学生推薦書（様式第3号）及び調査書又は成績証明書

（新1年生の場合）

- ・短大生、大学生→出身高等学校長記載の「奨学生推薦書」及び「調査書」、高校生、高専生→出身中学校長記載の「奨学生推薦書」及び「調査書」が必要となります。申請者において、出身校へ記載の依頼を行ってください。

（新2年生以上の場合）

- ・在籍している学校長、学部長の「奨学生推薦書」及び前年度在籍年次の「成績証明書」になります。
- ・奨学生推薦書については、各学校で使用している様式に記載していただいてもかまいません（様式がない場合に、奨学生推薦書（様式第3号）に記載してもらってください）。
- ・いずれも開封無効です。封を切らずに申請書類と併せて提出してください。

⑥ 在学証明書

令和7年4月1日以降に、在籍する学校から発行してもらってください。写し不可。

⑦ 同一生計の家族の収入（所得）金額のわかる書類

- ・本人と同一生計の方（身上調書に記載した方）全員のものが必要です（ただし、未就学児童及び学生の方は除きます）。
- ・給与所得者→令和6年分源泉徴収票の写し
その他の方→令和6年分確定申告書控の写し（年金を受給している方は、年金振込通知書等の写し、その他非課税の収入（遺族年金等）がある方は、その金額がわかるものの写しも添付してください）

⑧ 税金の未納額がないことの証明書

申請者の父母それぞれの納税証明書または非課税証明書を発行してもらってください。

■ その他

- ・同一生計の方に身体障害者手帳等お持ちの方がおりましたら、写しを添付してください。